



# 石川県事業復活支援金“追加給付”のご案内

- ✓ 国の支援金に上乗せ支援する「石川県事業復活支援金」について、厳しい経営状況にある事業者の皆様に対して、国給付額の1/2を上限に、当初給付額との差額を追加給付します。
- ✓ 追加給付を希望する場合は、申請書の郵送もしくはホームページ ([https://ishikawa-shienkin.jp/jigyo\\_fukkatsu/](https://ishikawa-shienkin.jp/jigyo_fukkatsu/)) から、追加給付の申請を行ってください。

※申請書の入手方法 ①次の窓口で配布：県経営支援課、各市町商工担当課、各商工会議所、各商工会  
②ホームページからダウンロード：[https://ishikawa-shienkin.jp/jigyo\\_fukkatsu/](https://ishikawa-shienkin.jp/jigyo_fukkatsu/)

## 追加給付の対象事業者

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高1億円以下	1億円超～5億円以下	5億円超
▲50%以上	最大25万円 (差額5万円) ※当初一律20万円	当初一律50万円 (差額ゼロ) ※追加給付なし	最大75万円 (差額25万円)	最大125万円 (差額75万円)
▲30%～50%	最大15万円 (差額3万円) ※当初一律12万円	当初一律30万円 (差額ゼロ) ※追加給付なし	最大45万円 (差額15万円)	最大75万円 (差額45万円)

**追加給付額は、石川県事業復活支援金事務センターで算出し、振込をもって通知にかえさせていただきます。** ※追加給付対象外となった事業者様は、別途通知文にてお知らせいたします。

### 申請先

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、特段の理由がない限り、郵送（簡易書留）もしくはオンラインでの申請をお願いいたします。

**郵送による申請：**〒920-0864 金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャット一南町  
石川県事業復活支援金事務センター

※封筒の裏面には差出人のご住所・氏名（ご担当者名）を記載願います。

**オンラインによる申請：**[https://ishikawa-shienkin.jp/jigyo\\_fukkatsu/](https://ishikawa-shienkin.jp/jigyo_fukkatsu/)

### 申請期間

令和4年5月27日（金）から9月30日（金）まで（当日の消印有効）

※申請期限を8月1日（月）から延長

### お問い合わせ先

石川県事業者支援ワンストップコールセンター

076-225-1920 対応時間：9:00-18:00 ※土日祝も対応

**裏面に申請手続きの流れを記載**

＜石川県＞



# 石川県事業復活支援金申請手続きについて

※石川県事業復活支援金の申請には、国の「事業復活支援金」の給付決定を受けていることが必要です



〔初めて申請される  
事業者様〕

※一律給付分と追加給付分を同時に申請



〔一律給付を既に  
申請された事業者様〕

※追加給付分のみを申請



①石川県事業復活支援金  
申請書（様式1～7）

※一律給付分



②石川県事業復活支援金  
申請書（追加給付分）

※1枚のみ



②石川県事業復活支援金  
申請書（追加給付分）

※1枚のみ



申請  
（郵送又はオンライン）



石川県事業復活支援金事務センター

お問い合わせ先

石川県事業者支援ワンストップコールセンター

076-225-1920 対応時間：9:00-18:00

※土日祝も対応